

第6章 地域福祉推進のための施策

1. 名張らしい福祉文化の創造

誰もが幸せを実感できる暮らしを創造するために、一人ひとりが自身の選択と責任のもとに主体的に行動し、地域のさまざまな生活課題の解決に向けて、積極的に地域づくりに参加し、力をあわせていくことができる社会の構築を目指します。

福祉は、一人ひとりの市民が年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中で当たり前で暮らすことを支援しようとするものです。ともに生きる心豊かな社会を創造するため、お互いの人権を尊重するとともに、相互に支え合い、力を合わせて、地域福祉を進めていこうという意識や気運を高めることが大切になります。

一人ひとりの主体的な参加を促進しながら、みんなの力で福祉のまちづくりを進めるため、教育と福祉の分野の連携を強化しながら、人権や地域福祉に対する市民の関心と理解を深め、人間の尊厳を基本とする心豊かな福祉文化を創造します。

施策指標	現状値	2012年度目標	2014年度目標
地域づくり委員会・区・自治会などの地域づくり活動に参加したことの市民の割合	71.0%	74.0%	75.5%
生きがいを感じながら、安心して暮らしている高齢者の割合	76.2%	78.0%	78.5%
地域づくり組織等が主催する人権学習会の開催数	83回	85回	88回
障害者に対する住民の理解が進んでいるとする市民の割合	51.5%	55.0%	57.0%

(1) 多様な主体の地域福祉への参画

(参加のしくみづくり)

○幅広い市民が地域福祉の担い手として、さまざまな活動に積極的に参加し、生きがいを持って、地域のなかで暮らすことにより、人生をより豊かなものにできるよう、地域福祉活動の情報や機会を積極的に提供します。多様な主体間の情報交流や協働のネットワークづくりを進めます。

○福祉サービスを利用する人々についても、単に利用者という側面だけでなくそれぞれの意思や能力に応じて、地域福祉の担い手として活躍できるような取組を行います。

○社会福祉法人等も、地域の一員として地域に溶け込み、住民と協働して、地域福祉活動に取り組めるよう、地域住民やボランティア、NPO等との交流・連携を促進します。

(団塊世代の地域福祉活動への参画の期待)

○今後、特に期待されているのが、団塊の世代の方々の活躍です。4人に1人が高齢者となる社会を迎えるにあたり、地域社会の担い手として地域での活動への参画により、地域福祉活動が活発となるためのしくみを構築します。

○地域福祉施策の中核を担う社会福祉協議会では、これまでも団塊の世代の地域参加に関するさまざまな取組がなされてきました。今後も、社会福祉協議会等と連携し、団塊の世代の方々にとって地域福祉活動の入口を広くし、積極的に参加いただける事業などを展開すると同時に、入口に立った方がその後、地域で活躍できる場を提供するため、地域との連携を十分に行いながら、サポート体制を構築します。

(2)それぞれの役割の理解と協働

○地域福祉を効果的に進めるためには、多様な主体がそれぞれの特徴や役割を踏まえながら、相互理解と協力のもとに協働して取り組むことが求められます。地域に暮らす住民を中心に関係団体や社会福祉法人、行政などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、多様な協働のネットワークづくりを進めます。

○地域福祉活動における役割分担において、行政は当然に市民の健康で文化的な最低限の生活を保障する役割を担っています。また、地域福祉活動のための基盤整備、専門的な支援を必要とする困難な事例への対応、地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善するなどの役割を担うほか、誰もが地域福祉の担い手として、役割に応じて地域福祉の活動に参加、協働して福祉のまちづくりが進められるよう、地域福祉について情報提供、広報活動などを積極的に行います。

(3)地域福祉についての共通目標・共通認識の形成

○成熟した社会にふさわしい質の高い生活文化を育むため、総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「人間尊重を原点に 自立と支えあいで作る 福祉の理想郷」を共有しながら、市民による福祉のまちづくりを進めます。

○障害者、高齢者などそれぞれの年齢や立場、状況などにより、支援を要する場面もありますが、一方で、その人自身の持っている力を発揮し、また、その力を引き出してもらい援助(エンパワーメント)があれば、逆に誰かを支えることもできる可能性があります。このように、それぞれの置かれた状況のなかで、自身の力を発揮しながら、ともに支え合う社会を構築します。

○「名張市人権施策基本方針」などを踏まえ、家庭、職場、地域と連携して、人権意識の向上を図るための人権学習や啓発を進めます。高齢者、障害者、年齢や性別などに関わらず、すべての市民が尊厳を持って、その人らしく、安心してさまざまな活動に参加し、生きがいを持って暮らす、ノーマライゼーションの理念のもとに、さまざまな制度や慣習などを見直します。また、施設や心のバリアフリー化に取り組むとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及を進めます。

- 誰もがそれぞれの意思や能力に応じて、社会や家庭などで生き生きと暮らし、活躍できる男女共同参画社会を実現するため、政策形成や身近な地域づくり活動など、あらゆる分野への男女共同参画を促進するため、審議会や各種団体の役員への女性の参画を進めます。また、職場での男女共同参画を進めるため男女雇用機会均等法などの適切な運用を促すとともに、職業と家事や育児、介護などが両立できるような家庭での男性の家事分担や子育て、介護支援などの福祉サービスの適切な利用を促進します。

(4)新しい福祉文化の創造

(福祉教育の推進)

- 児童・生徒の福祉に対する知識や関心を高めるため、学校における福祉、健康教育を積極的に進め、総合的な学習時間を活用したまちづくり活動への参加、福祉ボランティアの体験などを通し、地域の人々や高齢者、障害者など多様な人々との交流を深める機会を充実します。また、生涯学習における健康づくりや福祉教育を充実し、さまざまな学習の成果を生かして福祉のまちづくりやボランティア活動などが進められるよう、学校、公民館、福祉施設等との連携を強化します。

(福祉文化の創造)

- 地域福祉に対する市民の意識と関心を高め、幅広い市民の参加のもとに地域福祉を推進するため、生涯学習や学校教育における福祉教育の充実、講演会やイベントの開催、わかりやすい広報活動などによる情報提供を進めます。
- 高齢者や障害者、子どもなどさまざまな人々が身近な地域で気軽にふれあうことのできる場や機会を拡充し、住民相互の交流と理解を深めるとともに、協力してさまざまな課題の解決を図るための土壌を形成します。
- 地域福祉活動に対する関心と理解を深めるとともに、福祉にかかる寄付や募金、遺贈など新たな取組についての理解を深め、新しい福祉文化を創造します。

2. 日常生活の安心を実現する、地域における新たなしくみづくり

地域で安心して暮らしていくためには、自立を基本に、できるだけ身近なところで、お互いに支え合い、助け合うことができるようなしくみを整える必要があります。

少子高齢化が進むなか、思いやりの気持ちを大切にしながら高齢者の健康づくりや地域での見守り、子育て支援や青少年の健全育成など、地域でできる住民相互の支え合いや助け合いの活動を積極的に進めます。

施策指標	現状値	2012年度目標	2014年度目標
隣近所や地域の人との交流があると 感じている市民の割合	71.5%	75.0%	76.5%
安心して暮らし続けることができる 住環境にあると感じている市民の割合	58.9%	62.0%	64.0%
有償ボランティアに取り組む地区の数	1地区	3地区	5地区
日常生活の支援を受けている者の数	…	240人	410人

(1) 誰もが住みよいまちづくり

○誰もが利用しやすく、自由に活動できるような生活環境を形成するため、公共施設をはじめとし多くの人々が利用する施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの普及啓発などを進めます。

○高齢者や障害者が利用しやすく、快適で安全に移動できるような交通環境を形成するため、道路のバリアフリー化や歩道の整備を進めるとともに、必要に応じて適切な交通規制やコミュニティゾーンの設置などを促進します。また、自動車を運転できない高齢者や子どもなどが自由に移動することができるよう、バス・鉄道などの公共交通機関と連携して、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行体系や低床バスの普及などを促進します。さらに、コミュニティ・バスの運行や移送ボランティアの普及など新しい交通システムの導入を図るなど、地域間交流や快適な生活を送れる移動手段の整備を進めます。

○豊かな自然や文化など地域資源を活用し快適な生活環境を形成するとともに、地域の魅力を高め地域内外の人々の交流を促進するため、住民が主体的に進める地域づくりの支援、まちの景観形成、自然を生かした広場や公園、市民農園の整備などを進めます。

(2)見守りネットワークの形成

- 地域における見守り支援ネットワークには、暮らしのあらゆる場面で起こりうる生活課題に、方法や対象をあらかじめ限定することなく、柔軟な姿勢で対応することが求められます。近隣のちょっとした変化に気づき、課題として共有し解決する、または、専門家や行政につなげていけることが重要です。現在も、地域ごとに、高齢者サロンや子育てひろば活動、サークル活動、配食サービスなどを通じて、高齢者や障害者、子育て家族等の見守りのための取組がなされていますが、さらに漏れの無い、近隣相互の見守り体制の構築を促進します。

- 見守りネットワークを強固なものとするため、支援を必要とする人を取り巻く家族、近隣住民、民生委員児童委員をはじめ、地域づくり組織やボランティアなどが相互連携し、専門窓口に迅速に相談・通報できるよう、地域のネットワークを強化することが急務となっています。目的や組織、運営が異なる区・自治会や地域づくり組織と、NPO、ボランティアなどは、地域における支え合いの担い手という点では共通することから、より高い効果を上げることができるよう、これらの団体等の協働を促進します。

- 特に昨今、災害などへの対策については、多くの人が抱える共通の不安です。有事の際には、日常からの地域力が大きく問われます。これには、地域における見守りネットワークを含め、要援護者支援の取組や、地域の防災訓練など、地域に住む全ての人による日頃からの取組が重要となります。名張市では、「災害時要援護者支援体制整備」の事業を進める中で、地域での要援護者の支援体制「地域あんしんねっと」の構築のための取組を支援し、これを日常的な見守り活動と連動して行うことで、見守りネットワークの構築を進めます。

(3)共助のしくみづくり

- 地域福祉の範囲は、福祉・保健・医療はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要です。生活課題に対応する施策は、個別的には既に存在しているものも多くありますが、さらに、これらに新たなアイデアを取り入れ、システム化し、各種の領域でコミュニティビジネスやNPOなど創出していく必要があります。現在、有償ボランティアをはじめとした、地域課題を解決するための共助のしくみづくりに地域づくり組織を中心に積極的に取り組む動きがあります。こうした取組を支援し、地域の特色に応じた生活課題を解決する動きをさらに活発にします。

- すでに生活課題を解決するために立ち上げられている地域での有償ボランティアの取組をモデルにして、地域づくり組織における有償ボランティア組織を立ち上げ、生活課題を抱えた人への支援を行うことにより、誰もがいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり「地域ささえあい」に取り組みます。

○住民同士の多様な支え合いの活動を広げ、コミュニティの活性化につながるよう、住民、企業、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどの連携と協力のもとに、気がねなく福祉をはじめとするサービスの交換ができるよう、地域通貨、時間預託制度などの導入・普及を促進します。